

議案第 4 号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 2 月 1 3 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(四万十町窪川ふるさと未来館条例の一部改正)

第 1 条 四万十町窪川ふるさと未来館条例（平成18年四万十町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項中「する」の次に「区分による金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の」を加える。

別表中「第 8 条」を「第10条」に改め、同表中「

多目的室 1	600	150	1 基本使用料は、使用時間 4 時間までの額とする。
多目的室 2	480	120	
多目的室 3	480	120	
多目的室 4	480	120	2 追加使用料は、4 時間を超える超過時間 1 時間ごとに加算する。
調理・座談室	560	140	
多目的室 5	1, 440	360	

多目的室 6	400	100	
管理室	320	80	
陶芸教室	280	70	
音楽室	720	180	
創作室	640	160	
シャワー室	1 回の使用料を40円とする。		

」を「

多目的室 1	580	150	1 基本使用料は、使用時間 4 時間までの額とする。 2 追加使用料は、4 時間を超える超過時間 1 時間ごとに加算する。
多目的室 2	460	120	
多目的室 3	460	120	
多目的室 4	460	120	
調理・座談室	540	140	
多目的室 5	1,380	350	
多目的室 6	390	100	
管理室	310	80	
陶芸教室	270	70	
音楽室	690	180	
創作室	610	160	
シャワー室	1 回の使用料を40円とする。		

」に改める。

(四万十町町民館及び隣保館条例の一部改正)

第 2 条 四万十町町民館及び隣保館条例（平成18年四万十町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項中「により」を「の額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第15条関係）

(1) 四万十町見付町民館及び四万十町興津町民館の使用料

	基本料金			追加料金
使用時間	8 時 30 分から 12 時まで	12 時から 17 時まで	17 時から 22 時まで	1 時間につき
使用料	480円	480円	480円	100円

(2) 四万十町十和隣保館の使用料

	基本料金	追加料金
使用時間 室名	4 時間まで	1 時間につき
集会室	4,770円	480円
生活改善室	960円	190円
その他の室	1 回につき 960円	

(注) 追加料金については、超過時間 1 時間ごとに加算する。

(四万十町町民会館条例の一部改正)

第 3 条 四万十町町民会館条例（平成18年四万十町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「する額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

別表ホールの項基本使用料（4 時間につき）の欄中「1,150円」を「1,100円」に改め、同項延長使用料（1 時間につき）の欄中「270円」を「260円」に改め、同表談話室の項基本使用料（4 時間につき）の欄中「630円」を「600円」に改め、同表調理室の項基本使用料（4 時間につき）の欄中「1,370円」を「1,310円」に改め、同項延長使用料（1 時間につき）の欄中「320円」を「310円」に改める。

(四万十町手数料条例の一部改正)

第 4 条 四万十町手数料条例（平成18年四万十町条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表診療所の項金額の欄中「5,250円」を「5,400円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「3,150円」を「3,240円」に改める。

(四万十町大正老人福祉センター条例の一部改正)

第 5 条 四万十町大正老人福祉センター条例（平成18年四万十町条例第71号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「別表」の次に「の金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

時間	午前	午後	昼間	夜間	午後～夜間	全日
	午前 9 時	正午～	午前 9 時	午後 5 時～	正午～	午前 9 時～

室名		～正午	午後 5 時	～午後 5 時	午後10時	午後10時	午後10時
集会室		3, 810円	4, 770円	7, 620円	5, 720円	9, 530円	11, 430円
区分		基本使用料		追加使用料		備考	
		昼間	夜間	昼間	夜間		
小会議室		1, 150円	1, 430円	290円	390円	1 基本使用料は、使用時間 4 時間までの額とする。 2 追加使用料は、超時間 1 時間ごとに加算する。 3 町外使用者については、規定使用料の 50%増とする。	
調理教室		1, 150円	1, 430円	290円	390円		
休養室		580円	720円	150円	190円		
介護者教室		580円	720円	150円	190円		
食堂		1, 430円	1, 720円	290円	390円		
生活相談室		580円	720円	150円	190円		
特別加算使用料	営利等を目的とした興業、展示販売行為等 その他町長が認めた宴会等に使用する場合				規定使用料の50%に相当する額		
	暖房使用の場合				規定使用料の30%に相当する額		
	冷房使用の場合						
	電気機器の持込使用により通常以上の電力を消費する場合				指定管理者の定める額		

(四万十町十和認知症高齢者グループホーム条例の一部改正)

第 6 条 四万十町十和認知症高齢者グループホーム条例（平成18年四万十町条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表利用料金の項中「10,000円」を「10,290円」に改める。

(四万十町大正生活支援住宅条例の一部改正)

第 7 条 四万十町大正生活支援住宅条例（平成18年四万十町条例第76号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項第 1 号中「60,000円」を「61,100円」に改め、同項第 2 号中「2,000円」を「2,050円」に改める。

(四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第 8 条 四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年四万十町条例第79号）の一部を次のように改正する。

第19条第 1 項及び第20条中「別表に定めるとおりとする」を「別表第 1 から別表第 4 に定める種別ごとの金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（別表第 1 及び別表第 3 についてはこの金額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額、別表第 2

及び別表第4についてはこの金額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)とする」に改める。

別表を削り、附則の次に別表として次の4表を加える。

別表第1 (第19条、第20条関係)

指定集積所における指定袋・処理券による収集、運搬、処分手数料

種別	区分	品目・単位	手数料 (円)
普通ごみ	普通世帯	町長が指定する大袋1枚につき	48
		町長が指定する小袋1枚につき	29
粗大ごみ	普通世帯	粗大ごみ処理券 (10 k g 用) 1枚につき	96
普通世帯からの瓶、ガラス、陶器類、紙類、蛍光灯、電池については手数料を徴収しない。			

別表第2 (第19条、第20条関係)

ごみ処理施設での処分手数料

種別	区分	品目・単位	手数料 (円)
普通ごみ	普通世帯	100 k g 以下の場合10 k g につき	50
		100 k g を超える場合は100 k g を超える10 k g につき	100
普通ごみ	事業活動に伴うもの	10 k g につき	100
粗大ごみ	普通世帯	10 k g につき	100
犬猫等の死体		1 体につき	960
普通世帯からの瓶、ガラス、陶器類、紙類、蛍光灯、電池については手数料を徴収しない。			

別表第3 (第19条関係)

し尿処理施設での処分手数料

種別	区分	品目・単位	手数料 (円)
し尿・浄化槽汚泥	普通世帯	100 k g 当たり (計量は10 k g 単位で行う。)	96

別表第4 (第19条関係)

廃棄物収集運搬手数料

種別	区分	品目・単位	手数料 (円)
粗大ごみ	普通世帯	高齢者や運転免許及び車両等を所有していない者で処理施設へ直接搬入ができない者に限り、1 回につき	960
特定家電	テレビ	1 台につき	3, 150
	冷蔵庫及び	2 0 0 0 未満 1 台につき	2, 390

	冷凍庫	2 0 0 0以上1 台につき	3, 340
	洗濯機及び	能力7 k g 未満1 台につき	2, 190
	衣類乾燥機	能力7 k g 以上1 台につき	3, 150
	エアコン (室外機含む。)	1 台につき	3, 240
し尿	汲み取り	1 0 0 0当たり	770

(四万十町コンベンションホール条例の一部改正)

第9条 四万十町コンベンションホール条例（平成18年四万十町条例第105号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「定める」の次に「額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用料

時間	午前	午後	昼間	夜間	午後～ 夜間	全日
室名	午前9時～ 正午	正午～午後 5時	午前9時～ 午後5時	午後5時～ 午後10時	正午～午後 10時	午前9時～ 午後10時
多目的ホール	円 4, 770	円 5, 720	円 9, 530	円 6, 670	円 11, 430	円 14, 290
区分	基本使用料		追加使用料		備考	
	昼間	夜間	昼間	夜間		
大会議室	1, 430	1, 910	390	480	1 基本使用料は使用 時間4時間までの額 とする。 2 追加使用料は超過 時間1時間毎に加算 する。 3 町外使用者につい ては規定使用料金の 50%増とする。	
農林研修室	1, 240	1, 530	390	480		
小会議室	1, 240	1, 530	390	480		
生活文化室	1, 240	1, 530	390	480		
調理実習室	1, 240	1, 530	390	480		
談話室	一か月につき47, 620円以内					
特 別	営利等を目的とした興業、展示、販売行為等規定使用料の50%に相当する額					

加 算 使 用 料	に使用する場合		
	暖房使用の場合		規定使用料の30%に相当する額
	冷房使用の場合		
	電気機器の持込み使用により通常以上の電力を消費する場合		管理者の定める額
多 目 的 ホ ー ル 宴 会 等	人数	使用料	備品を使用する場合については使用料の10%を加算
	100人未満	52,390円	
	100人～150人未満	57,150円	
	150人～200人未満	61,910円	
	200人～250人未満	71,430円	
	250人～300人未満	76,190円	
	300人以上	80,960円	

(四万十町農村環境改善センター条例の一部改正)

第10条 四万十町農村環境改善センター条例（平成18年四万十町条例第109号）の一部を次のように改正する。

第13条中「区分により」を「区分による金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

区分	午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日
	午前 9 時～正午	正午～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時	午後 5 時～午後10時	正午～午後10時	午前 9 時～午後10時
多目的ホール	3,310円	5,200円	8,510円	6,000円	11,170円	14,470円
区分	基本使用料		追加使用料		備考	
	昼間	夜間	昼間	夜間		
料理実習室	1,310円	1,510円	310円	400円	1 町外使用者については、規定使用料金の50%増とする。 2 基本使用料金は、使用時間 4 時間までの額とする。 3 追加使用料金は、超過時間 1 時間ごとに加	
生活実習室	600	700	150	200		
農事実習室	600	700	150	200		
農事研修室	600	700	150	200		

第 1 会議室	1,100	1,310	260	400	算する。
第 2 会議室	600	700	150	200	
第 3 会議室	600	700	150	200	
和室 1	700	800	200	260	
和室 2	700	800	200	260	
和室 3	600	700	150	200	
大会議室	1,100	1,310	260	400	
テラス、廊下	600	700	150	200	
特 別 加 算 使 用 料	営利等を目的とした興業、展示販売行為等その他町長が認める宴会等に使用する場				規定使用料の50%に相当する額
	暖房使用の場合（12月～3月） 冷房使用の場合（7月～9月）				規定使用料の30%に相当する額
	電気機器の持込使用により、通常以上の電力を消費する場合				町長の定める額

（四万十町東又地区基幹集落センター条例の一部改正）

第11条 四万十町東又地区基幹集落センター条例（平成18年四万十町条例第110号）の一部を次のように改正する。

第12条中「定める」の次に「金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の」を加える。

別表多目的ホールの項基本使用料（4時間につき）の欄中「1,150円」を「1,100円」に改め、同項延長使用料（1時間につき）の欄中「270円」を「260円」に改め、同表小会議室の項基本使用料（4時間につき）の欄中「630円」を「600円」に改め、同表料理実習室の項基本使用料（4時間につき）の欄中「1,370円」を「1,310円」に改め、同項延長使用料（1時間につき）の欄中「320円」を「310円」に改める。

（四万十町農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第 12 条 四万十町農業集落排水処理施設条例（平成 18 年四万十町条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「定めるところにより」の次に「算定した金額に、消費税法

（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）を」を加える。

第 18 条中「定めるところによる」を「定める金額に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）とする」に改める。

別表第 1 中「

世帯平均割額	1 世帯につき	1,800 円
利用者均等割額	1 人につき	300 円

」を「

世帯平均割額	1 世帯につき	1,720 円
利用者均等割額	1 人につき	290 円

」に改め「

20m3 まで	2,600 円	1 m3 まで	130 円	業務用
---------	---------	---------	-------	-----

」を「

20m3 まで	2,480 円	1 m3 まで	130 円	業務用
---------	---------	---------	-------	-----

」に改める。

別表第 2 中「

受益者分担金	80,000 円
--------	----------

」を「

受益者分担金	76,190 円
--------	----------

」に改める。

（四万十町志和漁港条例の一部改正）

第13条 四万十町志和漁港条例（平成18年四万十町条例第130号）の一部を次のように改正する。

第13条中「別表に掲げる使用料又は占用料」を「別表に掲げる使用料に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）又は別表に掲げる占用料」に改める。

別表係留施設（岸壁栈橋及び物揚場）の項を次のように改める。

係 留 施 設 (岸壁棧橋 及 び 物 揚 場)	船舶の係留	1 隻の総トン数 5 t ま で	24時間	円 30
		1 隻の総トン数 5 t を 超え20 t まで	24時間	80
		1 隻の総トン数20 t を 超え50 t まで	24時間	240

(四万十町地場産業振興センター条例の一部改正)

第14条 四万十町地場産業振興センター条例（平成18年四万十町条例第133号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「掲げる額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

1 農林水産物直売、食材提供施設の利用料金の上限

区分	単位	基本利用料金		摘要
		平日	土・日・休日	
味覚コーナー	1 区画	1,910円	2,860円	おおむね 3 m × 2 m の区画
イベント広場	1 区画	1,910円	2,860円	おおむね 3 m × 2 m の区画
連絡通路	1 区画	1,910円	2,860円	おおむね 3 m × 2 m の区画
体験実習室	1 室	2,390円	3,340円	

備考

- この表において「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。
- 基本利用料金は、1日（午前8時から午後8時まで）当たりの利用料金とする。ただし、利用時間（専ら利用者の本来の利用目的に利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。）が4時間以内の場合の利用料金は、基本利用料金の70%に相当する額とする。
- 体験実習室の利用について、調理実習台を使用しない場合の利用料金は、基本利用料金から500円を減じた額とし、展示販売行為等営利を目的として利用する場合の利用料金は、基本利用料金の150%に相当する額とする。
- この表に定めのない特産品コーナー、フリーマーケットコーナー、附属設備の利用料金及び電気機器の持込使用により通常以上の電力を消費する場合

の特別加算利用料金は、指定管理者が定める。

2 地域食材加工施設の利用料金の上限

区分	基本利用料金			
	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～21時)	全日 (9時～21時)
共同加工室	1,910円	2,390円	1,910円	4,770円

備考

- 1 利用料金の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。
- 2 午前から午後等引き続き利用する場合の利用料金は、それぞれの利用料金の合計額とする。
- 3 専ら試作又は開発のために利用する場合の利用料金は、基本利用料金の70%に相当する額とする。
- 4 この表に定めのない附属設備の利用料金及び電気機器の持込使用により通常以上の電力を消費する場合の特別加算利用料金は、指定管理者が定める。
(四万十町湯の里ふれあいの家条例の一部改正)

第15条 四万十町湯の里ふれあいの家条例（平成18年四万十町条例第136号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「掲げる額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 入浴料

施設の区分	料金	摘要
浴場	1人 480円	午前10時30分から午後9時まで
備考		
1 四万十町内に住所を有する70歳以上の者は、100円を減額した額とする。		
2 小学生以下の入浴料は半額とし、幼児（3歳未満）は無料とする。		
家族風呂	1時間 1,910円	午前10時30分から午後9時まで

2 研修室等の利用料金

施設の区分		2時間まで	1時間増すごとに	冷暖房設備
本館	ふれあい室	無料		
	茶室（清古庵）	2,390円	960円	1時間につき390円
	茶室（一壺亭）	2,390円	960円	

	大会議室	2,860円	1,430円	
ホテル	大広間(1)	2,860円	1,430円	
	大広間(2)	2,860円	1,430円	
	大広間(3)	2,860円	1,430円	
滞 在 施 設	体験室	1,910円	960円	1時間につき190円
	和室8畳	1,910円	960円	

備考

- 1 営利を目的とする場合は、利用料金の50パーセントに相当する額を加算する。
- 2 利用時間が1時間未満のとき及び利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、それぞれ当該端数を1時間として計算する。
- 3 利用料金に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。

3 宿泊料の上限

施設の区分		1人につき(1泊)	備考
ホテル	和室(8畳)	9,530円	小学生以下は、宿泊料金の30パーセントに相当する額を減額するものとし、幼児(3歳未満)は無料(寝具利用の場合は有料)とする。
	和室(10畳)	10,480円	
	特別室(和室)	13,340円	
	特別室(洋室)	13,340円	
	大広間	7,620円	
滞 在 施 設	和室8畳	4,770円	

(四万十町オートキャンプ場条例の一部改正)

第16条 四万十町オートキャンプ場条例(平成18年四万十町条例第137号)の一部を次のように改正する。

第7条中「掲げる額」の次に「に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額(以下この項において「消費税額」という。))と、消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額(この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)」を加える。

別表オートキャンプ場の項利用料の欄中「4,500円」を「4,290円」に、「4,000円」を「3,810円」に、「3,000円」を「2,860円」に改め、同表中「2,000円」を「1,910円」に、「15,000円」を「14,290円」に改める。

(四万十町轟公園等条例の一部改正)

第17条 四万十町轟公園等条例(平成18年四万十町条例第138号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「ところにより」を「額に、消費税法(昭和63年法律第108号)

第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を」に改める。

別表轟公園の項使用料の欄中「500円」を「480円」に、「200円」を「190円」に改め、同表轟公園屋外ホールの項使用料の欄中「300円」を「290円」に改める。

（四万十町興津青少年旅行村条例の一部改正）

第18条 四万十町興津青少年旅行村条例（平成18年四万十町条例第139号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「掲げる額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

1 宿泊（1泊につき）

区分		高校生以上	中学生以下	単位
海の家	大広間	2,000円	1,620円	1人
	個室		12,390円	1室（定員4人）
中央管理棟		2,390円	1,910円	1人
ログハウス			4人まで円	1棟（1人増すごとに1,910円増）

備考 未就学児は無料とする。

2 休憩（3時間以内）

区分		高校生以上	中学生以下	単位
海の家 大広間		580円	390円	1人
中央管理棟		580円	390円	1人
ログハウス			3,050円	1棟

備考

1. 超過1時間増すごとに、利用料金を3で除した額を加算するものとする。

（10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げるものとする。）

2. 未就学児は無料とする。

3 貸与料

区分	金額	単位
テント	3,810円	1張り
飯ごう	190円	1個

電灯	290円	1 個
----	------	-----

4 持込料金

区分	金額	単位
テント	1,910円	1 区画

備考 1 区画の横幅が 7 m を超える場合は 960 円増

5 使用料

区分	金額	単位
温水シャワー	100円	1 回

(四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部改正)

第19条 四万十町昭和ふるさと交流センター等条例（平成18年四万十町条例第141号）の一部を次のように改正する。

第7条中「定める利用料金」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

利用料金の上限

施設名	附属する設備又は備品等		利用単位	利用料金（円）
三島キャンプ場	バンガロー		1 回 (24時間以内 3 人まで)	3,000
			追加料金 (1 人増すごとに)	1,000 (小学生以下500)
ふるさと交流センター	カヌー		1 回（4 時間以内）	2,000
	ボート	4 人乗り	1 回（4 時間以内）	4,000
		6 人乗り	1 回（4 時間以内）	5,000
	自転車		1 回（2 時間以内）	
			追加料金 (2 時間を超え 1 時間ごとに)	300 100
	キャンプサイト		1 泊 1 人	480 (小中学校児童生徒 190) 就学前幼児 無料
	交流室		1 か月	12,760

ライダーズ イン四万十	宿泊棟	1泊1室	1人 3,000 2人 5,000 3人 6,000 4人 8,000
	ベッド	1床	190
	布団	一式	480
	寝袋	1袋	100
	洗濯機	1回	190
	乾燥機	1回	100

(四万十町法定外公共物管理条例の一部改正)

第20条 四万十町法定外公共物管理条例（平成18年四万十町条例第143号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「採取料」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

別表特殊石の項計算単位当たりの採取料の欄及び同表庭石の項計算単位当たりの採取料の欄中「3000円」を「2860円」に改め、同表雑木の項計算単位当たりの採取料の欄中「200円」を「190円」に改める。

(四万十町公共下水道条例の一部改正)

第21条 四万十町公共下水道条例（平成18年四万十町条例第155号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「算定した額（10円未満の端数は切り捨てる。）」を「算定した金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）」に改める。

別表基本料金の項使用料の欄中「1,000円」を「960円」に改める。

(四万十町公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部改正)

第22条 四万十町公共下水道事業受益者分担金に関する条例（平成18年四万十町条例第156号）の一部を次のように改正する。

第3条中「5万円」を「47,620円に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規程する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規程する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（その額に10円未満の端

数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)」に改める。

(四万十町立学校その他の教育施設使用料等徴収条例の一部改正)

第23条 四万十町立学校その他の教育施設使用料等徴収条例（平成18年四万十町条例第168号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表の」の次に「区分による金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

窪川地区

施設名	区分	一般	登録団体
教室	1時間につき	310円	200円
屋内体育施設	1時間につき	510円	310円

備考

- 「登録団体」とは、四万十町社会教育及び公民館活動事業登録団体をいう。
- 1時間未満の端数は、1時間とする。

大正地区

学校名	使用料（1時間につき）	
	校庭照明灯	屋内運動場照明灯
田野々小		580円
大正中	580円	960円
大奈路小	480円	190円
北ノ川小・中	480円	190円
旧下津井小	290円	190円
旧中津川小	290円	100円

備考

- 使用時間は、午後10時までとする。
- 田野々小学校及び大正中学校屋内運動場においてアリーナの半分のみ使用するとき、使用料の2分の1を減免する。

十和地区

学校施設の使用料（スポーツ開放）		
施設名	区分	料金
校庭	午前9時～午後5時	
	午後7時～午後10時	1,510円
	(午後5時～午後10時)	2,510円

屋内運動場	午前 9 時～午後 5 時	510円
	午後 7 時～午後10時	1, 000円
	(午後 5 時～午後10時)	1, 670円
備考		
1 昼間において屋内運動場を使用し、かつ、照明を使用するときは、1 時間につき310円を加算する。		
2 () 内については、学校休業日とする。		
学校施設の使用料 (地域住民利用等)		
屋内運動場	区分	料金
	午前 7 時～午後10時 (4 時間まで)	6, 000円
	上を 1 時間超えるごとに	1, 000円

(四万十町立公民館条例の一部改正)

第24条 四万十町立公民館条例（平成18年四万十町条例第173号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「定める」の次に「区分による金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の」を加える。

別表を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

1 四万十町立大正公民館

時間 室名	9 : 00から17 : 00まで	17 : 00から22 : 00まで
大ホール	3, 910円	2, 670円
会議室	1, 910円	1, 530円
和室	1, 910円	1, 530円
講座室	1, 910円	1, 530円
調理実習室	1, 910円	1, 530円
結婚式	会議室、和室 10, 000円 大ホールと調理室を併用の場合 20, 000円	
備考	1 使用時間が 2 分の 1 以下の場合は、料金を 2 分の 1 とする。 2 冷暖房を使用した場合は、下記料金を加算した額とする。 9 : 00から17 : 00まで 1, 530円 17 : 00から22 : 00まで 860円 3 入場料及び会費類を徴収する場合は規定する使用料のほか、30割	

	以内の額を加算した額とする。
--	----------------

2 四万十町立十和公民館

使用料金	基本料金	追加料金
室名	4 時間まで	4 時間を超える 1 時間ごとに
講堂	3,000円	190円
調理室	1,000円	190円
その他の室	1 回につき960円	

(四万十町教育集会所条例の一部改正)

第25条 四万十町教育集会所条例（平成18年四万十町条例第174号）の一部を次のように改正する。

第8条中「ところにより使用者から使用料を」を「区分による金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の使用料を使用者から」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 土場集会所

(1) 一般の使用

使用時間	7 : 30～17 : 00	17 : 00～22 : 30	8 : 00～13 : 00 又は 13 : 00～18 : 00
施設			
会議室	960円	960円	580円
和室	960円	960円	580円
調理室	1,240円	1,240円	770円
大会議室	2,480円	2,480円	1,530円

(2) 営利を目的としたもの及び物品販売のための使用

使用時間	7 : 30～17 : 00	17 : 00～22 : 30	8 : 00～13 : 00 又は 13 : 00～18 : 00
使用者			
町内の人	(1)の額に2を乗じた額	(1)の額に2を乗じた額	(1)の額に2を乗じた額
町外の人	(1)の額に4を乗じた額	(1)の額に4を乗じた額	(1)の額に4を乗じた額

2 八木集会所

使用料金	基本料金	追加料金	プロパンガス
使用区分	4 時間まで	4 時間を超える 1 時間ごとに	1 時間につき
普通使用	3, 000 円	190 円	190 円
営利目的使用	4, 000 円	240 円	190 円

(四万十町窪川勤労者体育センター条例の一部改正)

第26条 四万十町窪川勤労者体育センター条例（平成18年四万十町条例第178号）の一部を次のように改正する。

第7条中「定める」の次に「金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の」を加える。

別表中「530円」を「510円」に、「320円」を「310円」に改める。

(四万十町立美術館条例の一部改正)

第27条 四万十町立美術館条例（平成18年四万十町条例第180号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第13条中「規定する」の次に「額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の」を加える。

別表第1中「200円」を「190円」に、「2, 000円」を「1, 910円」に改める。

別表第2中「600円」を「580円」に、「1, 600円」を「1, 530円」に、「2, 000円」を「1, 910円」に、「1, 200円」を「1, 150円」に、「3, 200円」を「3, 050円」に、「4, 000円」を「3, 810円」に、「300円」を「290円」に改める。

(四万十町民俗資料館条例の一部改正)

第28条 四万十町民俗資料館条例（平成18年四万十町条例第182号）の一部を次のように改正する。

第7条中「定める」の次に「区分による金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の」を加える。

(四万十町社会体育施設条例の一部改正)

第29条 四万十町社会体育施設条例（平成18年四万十町条例第183号）の一部を次のように改正する。

第9条中「区分により」を「区分による金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

1 窪川運動場

施設名	区分 (1時間につき)	一般		高校生以下の団体		職業団体	
		町内	町外	町内	町外	入場無料	入場料徴収
野球場	昼間	510円	800円	400円	700円	1,000円	10,000円
	夜間	2,000円	3,000円			8,000円	16,020円
多目的広場	昼間	310円	510円	200円	400円	1,000円	10,000円
	夜間	2,000円	3,000円			8,000円	16,020円
テニスコート (1コートにつき)	昼間	310円	510円	200円	310円		
	夜間	510円	800円				

備考

- 1 使用時間には、準備及び片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 1時間未満の端数は、切り上げて計算する。ただし、夜間料金（照明を使用するときの料金）については、最初の1時間は、表に掲げる料金とし、以後30分ごとに表に掲げる料金の半額を追加する。

2 大正テニスコート

施設名	使用料（1時間につき）	
テニスコート	夜間	290円

備考 1時間未満の端数は、切り上げて計算する。ただし、夜間料金（照明を使用するときの料金）については、最初の1時間は、表に掲げる料金とし、以後30分ごとに表に掲げる料金の半額を追加する。

3 古城体育館・十和体育館・大道体育館

スポーツ開放等	使用時間	昼間 8時から17時まで	夜間 17時から22時まで
	使用料	510円	1,000円
	備考 昼間に照明を使用するときは、1時間につき310円を加算する。		
地域住民利用等	使用時間	7時から22時まで	
	使用料	4時間まで6,000円。4時間を超えるときは、1時間ごとに1,000円を加算する。	

備考 1時間未満の端数は、切り上げて計算する。ただし、夜間料金（照明を使

用するときの料金)については、最初の1時間は、表に掲げる料金とし、以後30分ごとに表に掲げる料金の半額を追加する。

(四万十町給水条例の一部改正)

第30条 四万十町給水条例(平成18年四万十町条例第187号)の一部を次のように改正する。

第24条中「100分の105を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した額)」を「消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額(以下この項において「消費税額」という。))と消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)」に改める。

(四万十町水道事業に関する負担金賦課徴収条例の一部改正)

第31条 四万十町水道事業に関する負担金賦課徴収条例(平成18年四万十町条例第189号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表のとおり」を「別表の金額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額(以下この項において「消費税額」という。))と、消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)」に改める。

別表(第3条関係)中「

負担金	37,000円	87,500円	151,500円	227,000円	462,000円	782,500円	町長が別に定めた額
-----	---------	---------	----------	----------	----------	----------	-----------

」を「

負担金	35,240円	83,340円	144,290円	216,190円	440,000円	745,240円	町長が別に定めた額
-----	---------	---------	----------	----------	----------	----------	-----------

」に改め「

負担金	18,000円	36,000円	54,000円	72,000円	90,000円	108,000円	町長が別に定めた額
-----	---------	---------	---------	---------	---------	----------	-----------

」を「

負担金	17,150円	34,290円	51,430円	68,580円	85,720円	102,860円	町長が別に定めた額
-----	---------	---------	---------	---------	---------	----------	-----------

」に改める。

(四万十町窪川四万十会館条例の一部改正)

第32条 四万十町窪川四万十会館条例（平成18年四万十町条例第205号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「掲げる額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

1 利用料金の上限

区分		利用料金の額			時間外使用料 （1時間当たり）	冷暖房使用料 （1時間当たり）
		午前	午後	夜間		
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで		
ホール	平日	円 8,000	円 12,000	円 16,000	円 3,000	円 6,000
	土・日・休日	10,000	15,000	20,000		
控室		600	750	1,000	200	利用料金の 30%
多目的室		1,990	1,990	1,990	400	

備考

- 2以上の時間区分に引き続いて利用する場合の利用料金の額は、それぞれの額の合計額とする。
- この表に定める時間区分には、実際に利用する時間のほか、その準備及び片付けに要する時間を含むものとする。
- ホールの舞台部分のみを利用するときの利用料金の額は、時間区分に係る利用料金の50%に相当する額とする。
- ホールの利用料金には、楽屋を含むものとする。
- 利用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴するとき及び商品の宣伝その他営利行為（利用者が商行為のため、特定又は不特定多数の者を対象に営業の広報、宣伝又は営業上の利益のために行う招待その他これに類する行為をいう。）とみなされる目的で利用するときの利用料金は、時間区分に係る利用料金の額に、次の表の区分に従った割合を乗じて得た額を加算する。この場合において、入場料等に段階を設けているときは、その最高額をもって適用する。
- 利用料金に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た金額とする。

7 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 加算割合の上限

区分	加算率
入場料等を徴収しない場合	0 %
500円以下の入場料等を徴収する場合	10%
501円を超え1,000円以下の入場料等を徴収する場合	30%
1,000円を超え2,000円以下の入場料等を徴収する場合	50%
2,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収する場合	70%
3,000円を超える入場料等を徴収する場合	150%
営利行為を目的とする場合	200%

備考 利用料金に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た金額とする。

3 附属設備利用料金の上限

区分	品名	単位	利用料金 (円)	摘要
舞台設備	仮設花道	1 式	2,860	上台、脚、け込み、階段
	所作台	1 式	2,860	所作台、化粧かまち
	平台（大）	1 台	190	1212×1818×121
	平台（小）	1 台	100	909×1818×121
	演台	1 式	960	演台、司会台、花台、マイク 1 本
	地かすり	1 枚	720	1200×6000
	上敷ござ（大）	1 枚	150	878×7200
	上敷ござ（中）	1 枚	100	878×3600
	上敷ござ（小）	1 枚	50	878×1800
	毛せん	1 枚	190	1720×3600
	めくり立て	1 台	100	H=1500
	箱足	1 個	50	木台付き
	開き足	1 個	50	
	ひな段用蹴込	1 式	290	
	指揮者台	1 台	240	指揮者用譜面台付き
	譜面台	1 台	50	譜面灯付き
	コントラバス用 いす	1 脚	100	
	グランドピアノ	1 台	4,770	ヤマハ
照明設	調光装置	1 式	2,860	I L 3 k w73チャンネル

備	ボーターライト	1 列	480	150W×48灯 4 色配線
	No. 1 サスペンションライト	1 列	1,810	1 k w×16灯 ハロゲン平凸レンズ
	No. 2 サスペンションライト	1 列	1,810	1 k w×16灯 ハロゲン平凸レンズ
	アッパーホリゾンライト	1 列	960	200W×36灯 4 色配線
	フロントサイドスポットライト	1 式	1,810	1 k w×16灯 ハロゲン平凸レンズ
	シーリングスポットライト	1 式	1,810	1 k w×16灯 ハロゲン平凸レンズ
	フォローピンスポットライト	1 台	240	500Wクノセン
	ローアホリゾンライト	1 列	670	200W×36灯 4 色配線
	フットライト	1 列	190	60W×12灯 3 色配線
	スポットライト	1 台	240	500W ハロゲン平凸レンズ
	スポットライト	1 台	240	500W ハロゲンフレネルレンズ
	スポットライト	1 台	480	1 k w ハロゲン平凸レンズ
	スポットライト	1 台	480	1 k w ハロゲンフレネルレンズ
	スポットライト	1 台	480	1 k w シールドビーム
	スポットライト	1 台	480	1 k w カッタースポットライト
	プロジェクタースポットライト	1 台	480	1 k w ハロゲン
	エフェクトマシン	1 台	480	
	リニアエフェクトマシン	1 台	480	
	しんなシダブルマシン	1 台	480	
	先玉 4 ” 6 ” 8 ” 10 ” 12 ”	1 組	480	
	オーロラマシン	1 台	480	
	ファイヤーマシン	1 台	480	
	ミラーボール	1 台	960	450 速度可変ケーブル20m
音響設	場内拡声装置	1 式	2,860	マイク 2 本

備	ソース機器卓	1 式	1,910	カセットデッキ、CDプレーヤ
	舞台そで操作盤	1 式	960	カセットデッキ
	ワイヤレスマイク	1 本	960	ハンド型
	ワイヤレスマイク	1 本	960	タイピン型
	3 点つり手動式 マイク装置	1 式	960	
	ダイナミックマイク クロホン	1 本	480	スタンド付き
	コンデンサーマイク クロホン	1 本	860	スタンド付き
	ステージスピーカ	1 式	480	2 台
	F B スピーカ (A)	1 式	390	2 台
	F B スピーカ (B)	1 式	290	2 台
	持込器具コンセント	1 k w 当 たり	100	
多目的 室設備	操作ワゴン卓	1 式	1,910	カセットデッキ、CDプレーヤ
	スピーカ	1 台	240	三脚付き
	ダイナミックマイク クロホン	1 本	480	
	ワイヤレスマイク	1 本	480	
	テレビジョン設備	1 式	1,910	32型TV、VTR
その他 の設備	映写機	1 台	1,910	16m/m
	スライド映写機	1 台	960	エルモ

備考

- この表の利用料金の額は、午前、午後又は夜間のいずれかの利用につき徴収する額とし、午前から午後へ、又は午後から夜間へ引き続き利用するときはこの表の利用料金の額の2倍に相当する額、全日利用するときはこの表の利用料金の額の3倍に相当する額を徴収する。
- ピアノ調律費等附属設備の利用に係る特別の労力を要する費用については、利用者の負担とする。

(四万十町四万十緑林公園条例の一部改正)

第33条 四万十町四万十緑林公園条例（平成18年四万十町条例第206号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「掲げる額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

別表第2 ゲートボール場の項利用料金の欄中「200円」を「190円」に改め、同表行商、募金その他これらに類する行為のための占用の項利用料金の欄及び同表行として行う写真の撮影の項利用料金の欄中「820円」を「790円」に改め、同表行として行う映画の撮影の項利用料金の欄中「1,640円」を「1,570円」に改め、同表欄外の第5番目の段落を削り、第6番目の段落中「6」を「5」に改める。

(四万十町集会所等条例の一部改正)

第34条 四万十町集会所等条例（平成18年四万十町条例第218号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「掲げる額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

別表第2 を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

1 四万十町志和地区生活改善センター

利用場所	利用料金 1 日	半日（4 時間まで）	付属品利用
1 階	4,770円	2,860円	960円
2 階	4,770円	2,860円	960円
全館	9,530円	4,770円	960円

2 四万十町興津地区多目的集会所

利用時間	利用料金 金額	備考
1 日	5,720円	
8 時30分から13時まで	2,860円	
13時から22時まで	2,860円	
17時から22時まで	960円	
外広場	480円	

外広場	1,430円	営利目的利用
-----	--------	--------

3 四万十町上秋丸集会所

利用料金	基本料金	追加料金	備考
利用場所	4時間まで	4時間を超える 1時間ごとに	
普通利用	2,860円	190円	
特別利用（宴会等）	4,770円	390円	11人以上
	2,860円	190円	10人以下
営利目的利用	基本料金及び追加料金の50パーセントに相当する額を加算する。		

4 四万十町秋丸集会所

利用料金	金額
利用区分	
普通利用	2,860円
特別利用	9,530円

5 四万十町野地集会施設

利用料金	金額
利用区分	
普通利用	4,770円
特別利用	9,530円

6 四万十町七里集会所

利用料金	集会室	小会議室	調理室
利用時間			
8時30分から17時まで	770円	480円	480円
17時から22時まで	960円	580円	480円
冷房利用	利用料金の10パーセントに相当する額を加算する。		
暖房利用	利用料金の30パーセントに相当する額を加算する。		

7 四万十町川奥集会所

利用料金	金額
利用区分	
普通利用	4,770円
特別利用	9,530円

8 四万十町小野川集会所

利用料金	金額
利用区分	
普通利用	2,860円

特別利用	11,430円
------	---------

9 四万十町大正北ノ川多目的集会所

利用料金	普通利用（地域内）	特別利用（地域外）
利用場所		
大ホール	4,770円	9,530円
会議室	1,910円	3,810円
和室	1,910円	3,810円
調理室	4,770円	9,530円
全館	19,050円	38,100円

10 四万十町江師生活改善センター

利用料金	1回
利用場所	
全館	4,770円

11 四万十町小野農業構造改善センター

利用料金	1日
利用場所	
和室	1,910円
会議室	9,530円
全館	14,290円

備考 ガス代はメーターにより、使用分を別途徴収する。

12 四万十町十和東部地区交流センター

利用料金	1日
利用場所	
全館	47,620円

13 四万十町十和川口集会所

利用料金	1日
利用場所	
全館	9,530円

14 その他の集会所

利用料金	基本料金	追加料金	プロパンガス
利用場所	4時間まで	4時間を超える 1時間ごとに	1時間当たり
普通利用	2,860円	190円	190円
営利目的利用	3,810円	240円	190円

（四万十町昭和高齢者創作館条例の一部改正）

第35条 四万十町昭和高齢者創作館条例（平成18年四万十町条例第221号）の一部を

次のように改正する。

第12条第1項中「掲げる額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

別表中「

60歳未満の者で創作 品が個人の所属に帰 する創作を個人で行 う場合	円 500	円 100	円 200
冠婚葬祭等に利用す る場合	2,000	200	200
第1条の目的に添わ ない営利行為等に利 用する場合	4,000	250	200

」を「

60歳未満の者で創作 品が個人の所属に帰 する創作を個人で行 う場合	円 480	円 100	円 190
冠婚葬祭等に利用す る場合	1,910	190	190
第1条の目的に添わ ない営利行為等に利 用する場合	3,810	240	190

」に改める。

（四万十町興津農水産物加工直販施設条例の一部改正）

第36条 四万十町興津農水産物加工直販施設条例（平成18年四万十町条例第223号）の一部を次のように改正する。

第10条中「掲げる額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

別表農水産物共同加工施設の項中「2,000円」を「1,910円」に、「2,500円」を「2,390円」に、「5,000円」を「4,770円」に改める。

(四万十町興津水産物鮮度保持施設条例の一部改正)

第37条 四万十町興津水産物鮮度保持施設条例（平成18年四万十町条例第226号）の一部を次のように改正する。

第10条中「掲げる額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

(四万十町作屋就業改善センター条例の一部改正)

第38条 四万十町作屋就業改善センター条例（平成18年四万十町条例第227号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「1,000円」を「960円に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」に改める。

(四万十町下津井ヘルスセンター条例の一部改正)

第39条 四万十町下津井ヘルスセンター条例（平成18年四万十町条例第229号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「掲げる額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

研修室等の利用料金の上限

利用者 区分	会議等のための利用料金			休憩のための利用料金	
	大会議室	小研修室	会議室	大会議室	小研修室
3時間まで	円 1,620	円 590	円 590	円 590	円 590
1時間増すごとに	290	190	190	190	190

備考 農林漁業関係団体が利用する場合は、定額の1/2の利用料金とする。

入浴料の上限

利用者	大人	小人	身体障害者 (1級～6級)	老人 (70歳以上)	医師の指示により リハビリの必要な者
-----	----	----	------------------	---------------	-----------------------

利用料金	円 480	円 240	円 240	円 240	円 240
------	----------	----------	----------	----------	----------

(四万十町木炭生産施設条例の一部改正)

第40条 四万十町木炭生産施設条例（平成18年四万十町条例第230号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「掲げる額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

別表金属窯の項利用料金の欄及び同表耐火レンガ窯の項利用料金の欄中「5,000円」を「4,770円」に改め、同表粉砕機の項利用料金の欄中「1,000円」を「960円」に改める。

(四万十町総合交流拠点施設条例の一部改正)

第41条 四万十町総合交流拠点施設条例（平成18年四万十町条例第233号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「掲げる額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

別表軒下販売所の項平日の欄中「2,000円」を「1,910円」に改め、同項土・日・休日の欄中「3,000円」を「2,860円」に改め、同表多目的加工室の項平日の欄中「2,500円」を「2,390円」に改め、同項土・日・休日の欄中「3,500円」を「3,340円」に改め、同表交流室の項平日の欄中「2,500円」を「2,390円」に改め、同項土・日・休日の欄中「3,500円」を「3,340円」に改め、同表その他（駐車場・イベント広場等）の項平日の欄中「2,000円」を「1,910円」に改め、同項土・日・休日の欄中「3,000円」を「2,860円」に改める。

(四万十町ケーブルネットワーク条例の一部改正)

第42条 四万十町ケーブルネットワーク条例（平成20年四万十町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「定める」の次に「額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の」を加え、同条第2項中「掲げる額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費

税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

第12条第2項中「とおり」を「額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」に改め、同項ただし書中「掲げる額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

第16条第2項中「定める」の次に「額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の」を加える。

第20条第3項及び第30条第1項中「とおり」を「額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の」に改める。

第31条第2項中「とおり」を「額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」に改める。

第34条第2項中「とおり」を「額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の」に改める。

別表第1 ケーブルテレビ加入金の項加入金の欄及び同項備考の欄中「40,000円」を「38,100円」に改める。

別表第2 基本コースの項月額使用料の欄中「1,000円」を「960円」に改める。

別表第3 セットトップボックスの項月額使用料の欄中「500」を「480」に改める。

(四万十町窪川B & G海洋センター条例の一部改正)

第43条 四万十町窪川B & G海洋センター条例（平成20年四万十町条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「掲げる額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

（1）基本利用料金の上限

1 温水プール

区分		幼児		高校生以下		一般	
		町内	町外	町内	町外	町内	町外
一般開放	1回につき	50円	100円	100円	190円	190円	300円
水泳会員	年会員	3,640円	7,290円	7,290円	14,570円	14,570円	21,850円
	6月会員	1,850円	3,640円	3,640円	7,290円	7,290円	10,930円
	3月会員	930円	1,850円	1,850円	3,640円	3,640円	5,490円
（注）「幼児」とは、小学校入学前の子供のことをいい、保護者同伴に限る。 （保護者は、一般料金）							

2 水泳教室

区分	授業料（1か月）	町内	町外
常設水泳教室	週1回コース	1,950円	2,920円
	週2回コース	2,920円	3,890円
	選手育成コース	3,400円	4,380円
短期水泳教室	5回コース	1,950円	2,920円

3 体育館等

施設名	区分	高校生以下		一般		登録団体
		町内	町外	町内	町外	
体育館	1時間につき	150円	300円	510円	1,010円	310円
第2体育館	1時間につき	150円	300円	510円	1,010円	310円
会議室	1時間につき	無料	無料	310円	600円	無料
トレーニングマシン	1時間につき	100円	190円	190円	300円	

（注）

1 利用料は、1団体単位とする。ただし、トレーニングマシンについては、個

人単位とする。

2 1時間未満の端数は、1時間とする。

3 「登録団体」とは、四万十町社会教育及び公民館活動事業登録団体のことをいう。

(四万十町旧都築邸条例の一部改正)

第44条 四万十町旧都築邸条例（平成21年四万十町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「掲げる額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

別表本館の項中「3,000円」を「2,860円」に、「1,000円」を「960円」に、「2,000円」を「1,910円」に、「400円」を「390円」に改め、同表別館の項中「3,000円」を「2,860円」に、「1,000円」を「960円」に、「200円」を「190円」に改める。

(四万十町滞在型市民農園条例の一部改正)

第45条 四万十町滞在型市民農園条例（平成21年四万十町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「掲げる額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

第11条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

別表第2 滞在型農園の項利用料金（年額）の欄中「360,000円」を「342,860円」に、「420,000円」を「400,000円」に改め、同表日帰り型農園の項利用料金（年額）の欄中「12,000円」を「11,430円」に改める。

(四万十町興津水産物加工施設条例の一部改正)

第46条 四万十町興津水産物加工施設条例（平成22年四万十町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「定める」の次に「金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の」を加える。

別表中「37,000円」を「35,240円」に改める。

(四万十町ホビー館条例の一部改正)

第47条 四万十町ホビー館条例（平成22年四万十町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第10条第3項中「定める額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

別表1 本館の項中「800円」を「770円」に、「720円」を「690円」に、「400円」を「390円」に、「360円」を「350円」に改める。

別表2 交流広場の項中「2,000円」を「1,910円」に、「3,000円」を「2,860円」に改め、同表ふれあい市広場の項中「2,000円」を「1,910円」に、「3,000円」を「2,860円」に改める。

(四万十町打井川地域づくりセンター条例の一部改正)

第48条 四万十町打井川地域づくりセンター条例（平成22年四万十町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「定める額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を加える。

別表中「

集会室 （板の間）	円 1,050	円 200	1 基本利用料とは、使用時間8時間までとする。
和室	530	100	2 冷暖房器具使用の場合は、利用料の5割増とする。
			3 町外の諸団体及び個人が利用する場合は倍額とする。
			4 音楽会、演芸会等で会費若しくは入場料を徴収する場合は、町内の諸団体及び個人は倍額、町外は3倍とする。
			5 業者が興行若しくは営業に利用する場合は、町内業者は5倍、町外業者は10倍とする。

」を「

集会室	円	円	1 基本利用料とは、使用時間8時間
-----	---	---	-------------------

(板の間)	1,000	190	までとする。
和室	510	100	2 冷暖房器具使用の場合は、利用料の5割増とする。
			3 町外の諸団体及び個人が利用する場合は倍額とする。
			4 音楽会、演芸会等で会費若しくは入場料を徴収する場合は、町内の諸団体及び個人は倍額、町外は3倍とする。
			5 業者が興行若しくは営業に利用する場合は、町内業者は5倍、町外業者は10倍とする。

」に改める。

(四万十町コミュニティセンターとおわ条例の一部改正)

第49条 四万十町コミュニティセンターとおわ条例(平成25年四万十町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「定める」の次に「額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額(以下この項において「消費税額」という。))と、消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額(この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)の」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

使用料

区分	基本使用料	追加使用料	備考
ホール	2,860円	480円	1 基本使用料は使用時間 4時間までの額とする。 2 追加使用料は超過時間 1時間ごとに加算する。 3 喫茶室の光熱水費は使 用者負担とする。
第1会議室	1,430円		
第2会議室	960円		
控室	770円		
調理室	960円		
和室	960円		
喫茶室	月額 14,290円		
特別加算使用 料	規定使用料の50%に相当する額	町外の者が使用する場合	
		町内の者が喫茶室以外で営利等 を目的とした興業、展示、販売 行為等に使用する場合	
	規定使用料の100%に相当する額	町外の者が喫茶室以外で営利等	

		を目的とした興業、展示、販売 行為等に使用する場合
--	--	------------------------------

(四万十町江師園芸作物実験場条例の一部改正)

第50条 四万十町江師園芸作物実験場条例（平成25年四万十町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「定める」の次に「金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の」を加える。

別表中「17,000円」を「16,190円」に、「100円」を「10円」に改める。

(四万十町江師農林水産物集出荷加工場条例の一部改正)

第51条 四万十町江師農林水産物集出荷加工場条例（平成25年四万十町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条中「定める」の次に「金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の」を加える。

別表中「84,000円」を「80,000円」に、「100円」を「10円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第12条の規定による改正後の四万十町農業集落排水処理施設条例第15条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している農業集落排水施設の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第21条の規定による改正後の四万十町公共下水道条例第17条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 第30条の規定による改正後の四万十町給水条例第24条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している給水で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。